

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第4回期日(20220324)提出の書面です。

令和3年(ワ)第7645号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原告 山縣真矢 外7名

被告 国

証 拠 説 明 書 2 (甲 A 号証)

2022 (令和4) 年3月18日

東京地方裁判所民事第44部甲合議1A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 上 杉 崇 子

同 寺 原 真 希 子

ほか

| 号証 (甲) | 標 目 (原本・写しの別) | 作 成 年月日 | 作成者 | 立 証 趣 旨 | 備考 |
|-----------|------------------|------------------|------|--|----|
| 甲 A145 | 二宮周平意見書 写し | 2020年(令和2年)7月11日 | 二宮周平 | 立命館大学法学部二宮周平教授の意見書 ・明治民法以降現行婚姻法に至る婚姻法の沿革と原理の変遷。明治民法以降生殖能力が婚姻の要件とされたことはないこと ・現行婚姻法の立法目的と婚姻法の原則に照らせば、同性間の婚姻を排除する正当な理由は無く、むしろ同性婚を法制化する必然性があること ・婚姻制度に対して社会的に期待される役割や、個人からみた婚姻の目的の面からも、婚姻の目的を | |

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第4回期日(20220324)提出の書面です。

| | | | | | |
|--------|--|----|-----------------------|------|---|
| | | | | | 生殖と子育てとすることは正当化されず、異性間に混人を限定する理由が存在しないこと ○同性婚を認めても現行婚姻法が構築してきた社会秩序に影響を与えるものではなく、むしろ積極的な意義を持つこと 等 |
| 甲 A146 | 利谷信義「家族法の実験」『シリーズ変貌する家族 1 家族の社会史』(岩波書店, 1991) 101 頁 | 写し | 1991 年(平成 3 年)7 月 5 日 | 利谷信義 | 明治維新により政権を獲得した明治政府が、身分にかかわらず全国民を一元的に把握する手段として戸籍制度を創設したこと、戸籍は戸主を中心に家族員を父系優先の序列に従って配列し、戸籍のしくみが再構成されて明治民法上の家制度として引き継がれたこと 等 |
| 甲 A147 | 中島玉吉「内縁の夫婦に就て」法学論叢 10 巻 3 号(1923) 1 頁以下 | 写し | 1923 年(大正 12 年) | 中島玉吉 | 1923 年(大正 12 年)に京都市西陣地区の 172 組の内縁夫婦について内縁である理由を調査したところ、「男女双方戸主又は相続人なるが為に入籍不能のもの」が 50 組(29.1%), 「両親・戸主の承諾せざるもの」が 22 組(12.8%)で、それぞれ原因の第一位と第三位であったこと 等 |
| 甲 A148 | 前田陽一「民法七四二条・八〇二条(婚姻無効・縁組無効)」広中俊雄, 星野英一編『民法典の百年IV』(有斐閣, 1998) (8~9 頁) | 写し | 1998 年(平成 10 年) | 前田陽一 | 旧民法人事編の第 1 草案が策定されるにあたって、国民から寄せられた意見の中には、「身体ノ不能力」を無効原因に加えようとするものもあった。しかし、そのような意見は採用されず、婚姻の無効を規定する条文にそれは明記されず、生殖が要件とされることはなかったこと 等 |
| 甲 A149 | 谷口知平『日本親族法』(弘文堂書房, 1935) 210 頁 | 写し | 1935 年(昭和 10 年) | 谷口知平 | 谷口知平教授の明治民法概説書。 明治民法によって一夫一婦制や自由な意思に基づく婚姻という近代的な婚姻制度の基礎が確立されたこと。 |

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第4回期日(20220324)提出の書面です。

| | | | | | |
|--------|---|----|------------------|-----------|--|
| | | | | | 婚姻は子孫を残すことのみが目的とされることはなく、階級や職業による制限が撤廃されたこと等 |
| 甲 A150 | 熊野敏三・岸本辰雄『民法正義人事編卷之壹』(新法註釈会, 1890) 192～193頁 | 写し | 1890年(明治23年) | 熊野敏三・岸本辰雄 | 旧民法人事編の起草者らが、婚姻の目的は「両心の和合」にあり「産子の能力」は婚姻の要件とならないことを指摘し、生殖(産子)能力の無い男女は婚姻し得ないとする見解について、「我民法の精神を得たるものにあらず」と明確に指摘していたこと 等 |
| 甲 A151 | 島津一郎・阿部徹『新版注釈民法(22)親族(2)』46頁 | 写し | 2008年(平成20年)8月1日 | 島津一郎・阿部徹 | 穂積陳重及び梅謙次郎とともに明治民法を起草した三名の一人である富井政章が、諸外国の離婚法にあまり例を見ない協議離婚を規定することに関し、「婚姻ト云フモノハ主トシテ心ノ和合デアアル。然ニ、夫婦ガ不和デアアル實際両方共離レント欲シテ居ルニ、法律ガ強テ束縛シテ夫婦デ居レト云フコトハ、到底其婚姻ノ目的ヲ達シ得ラルルモノデナイ」と述べていたこと 等 |
| 甲 A152 | 泉久雄『親族法』(有斐閣, 1997) 126頁 | 写し | 1997年(平成9年)5月 | 泉久雄 | わが国では、長く、男子のみが、正当な理由がなくとも自由に離婚できるものとされていたが、明治6年の太政官布告136号によって妻の側から離婚請求が認められ、明治民法によって離婚には正当な理由が必要とされるに至ったこと(124頁) 明治民法起草者が、協議離婚制度を採用すべき根拠として、婚姻の目的が「心の和合」であると指摘し生殖に言及していないこと(126頁) 等 |
| 甲 A153 | 有地亨『新版家』 | 写し | 2005年(平 | 有地亨 | 明治民法起草者の富井政章が、 |

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第4回期日(20220324)提出の書面です。

| | | | | | | |
|--------|---|----|-----------------|-------|--|--|
| | 族法概論〔補訂版〕』268頁 | | 成 17 年)4月 | | 諸外国の離婚法にない協議離婚を明治民法に規定した理由について、婚姻は夫婦の「心の和合」であることを指摘し、生殖に触れていないこと 等 | |
| 甲 A154 | 岡村司『民法親族編(明治三十一年)完』(京都法政大學講義録, 1898〔芦部信喜ほか編『日本立法資料全集別巻339』(信山社, 2005)) 280, 282 頁 | 写し | 1898 年(明治 31 年) | 岡村司 | 明治民法の家制度の時代、婚姻の目的を当事者から見れば、「肉体ノ結合及び兒子ノ生育教養」である等とする学説があつたが、この学説ですら、婚姻の目的を生殖に単一化していないこと 等 | |
| 甲 A155 | 穂積重遠『親族法大意』(岩波書店, 1917) 60 頁 | 写し | 1917 年(大正 6 年) | 穂積重遠 | 穂積重遠が、婚姻とは「終生ノ共同生活ヲ目的トスル一男一女ノ法律的結合関係」であると述べていること 等 | |
| 甲 A156 | 穂積重遠『親族法』(岩波書店, 1933) 224 ~ 225 頁 | 写し | 1933 年(昭和 8 年) | 穂積重遠 | 穂積重遠が婚姻の目的を「終生の共同生活」として、子を得ることは必ずしも目的ではないとして、生殖能力の無い者を婚姻から排除する解釈を否定していたこと 等 | |
| 甲 A157 | 森本富士雄『日本親族法』(文信社書店, 1926) 44 頁 | 写し | 1926 年(大正 15 年) | 森本富士雄 | 森本富士雄が「男女ノ結合ハ共同ノ生存ヲ目的トス。即チ婚姻ノ目的ハ性交ニ在ラス又子ヲ得ルコトニモ非ス。従テ性交不能者不産女モ亦婚姻スルコトヲ得ト云フヲ現今ノ通説トス」と記し、婚姻の目的を共同の生存としていること 等 | |
| 甲 A158 | 中川善之助『略説身分法學』(岩波書店, 1930) 101 頁 | 写し | 1930 年(昭和 5 年) | 中川善之助 | 家制度の時代、家族制度の隆盛時には、人々は婚姻を子を得るための目的的结合であるかのように考え慣らされたが、当時に | |

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第4回期日(20220324)提出の書面です。

| | | | | | |
|--------|--|----|----------------------|-----------|---|
| | | | | | おいても中川善之助は「人は子を得る目的のために婚姻するものでは決してない」と批判していたこと 等 |
| 甲 A159 | 谷口知平『日本親族法』(弘文堂書房, 1935) 210 頁 | 写し | 1935 年(昭和 10 年) | 谷口知平 | 谷口知平教授の明治民法概説書。 明治民法によって一夫一婦制や自由な意思に基づく婚姻という近代的な婚姻制度の基礎が確立されたこと。 婚姻は子孫を残すことのみが目的とされることはなく, 階級や職業による制限が撤廃されたこと 等 |
| 甲 A160 | 小出廉二『親族法』 | 写し | 1941 年(昭和 16 年) | 小出廉二 | 民法上、子を得ることが婚姻の目的とされていないこと 等 |
| 甲 A161 | 明治4年法令全書(同年太政官布告 437 号(1871 年 8 月 23 日)部分) | 写し | 1871 年(明治 4 年) | 内閣官報局 | 明治4年の太政官布告によって, 階級的内婚制が撤廃され身分を問わず婚姻しうようになったこと 等 |
| 甲 A162 | 熊野敏三、岸本辰雄『民法正義人事編 卷之壺(上下)』 | 写し | 1890 年(明治 23 年) | 熊野敏三、岸本辰雄 | 旧民法起草者らが、禁治産者は婚姻をなしうるかという問題について、禁治産は財産管理権を制限する制度に過ぎず婚姻を制限する規定もないこと、意思能力を有する状態であれば婚姻を妨げる理由もないこと等を指摘し、「婚姻は各人天賦の権利にして之を剥奪するは允當と謂うべからず」(191 頁)と強調し、婚姻がすべての人に認められるべき「天賦の権利」であるとの観念に立って婚姻の要件・保護対象を論じていたこと 等 |
| 甲 A163 | 奥田義人『親族法論』(有斐閣書房, 1898) | 写し | 1898 年(明治 31 年) 11 月 | 奥田義人 | 明治民法原案を審議した法典調査会委員であった奥田義人による親族法解説書。 |

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第4回期日(20220324)提出の書面です。

| | | | | | | |
|--------|----------------------------------|----|------------------|-----------|--|--|
| | 108頁-111頁 | | | | <p>(108頁)</p> <p>「近世文明国」における婚姻は、「一男一女による共同生活」であり、「双方の自由意思」に基づくものであることが強調されている。一夫一婦制と自由な合意による婚姻という近代的な婚姻制度の根幹が明治民法で確立したこと</p> <p>(111頁)</p> <p>奥田が、婚姻を男女のものとして記載していること 等</p> | |
| 甲 A164 | 木下智史『新・コンメンタール憲法（第2版）』301-302頁 | 写し | 2019年（令和元年）6月25日 | 木下智史 | 大日本帝国憲法は家族に関する規定を持たず、民法上で封建的な「家」制度が家族関係を支配していた。しかし、現行憲法においては、「すべての国民が個人として尊重されること」を基本原理として（憲法13条）、家制度を解体して家族関係に個人の尊厳と平等を確立することが課題とされ、24条1項・2項が制定されたこと 等 | |
| 甲 A165 | 鹿野政直・堀場清子『祖母・母・娘の時代』（岩波書店、1985）抄 | 写し | 1985年（昭和60年） | 鹿野政直・堀場清子 | <p>1940年11月、政府が「優良多子家庭」の表彰制度をもうけ、早婚や少なくとも5人の子を産むことが奨励され「子宝報国」の表現も用いられるなど、女性が出産を強制された歴史があること（122頁、164頁）。</p> <p>このような過去の経緯を踏まえると、国が婚姻制度の意義・目的を生殖・子育てに求めることは、国に都合の良い人口政策に利用されるおそれのあることを自覚する必要があること 等</p> | |
| 甲 A166 | 国立社会保障・ | 写し | 1940年（昭和15年） | 国立社会 | 1940年（昭和15年）に厚生省 | |

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第4回期日(20220324)提出の書面です。

| | | | | | | |
|---------------|--|----|-----------------|--------------|--|--|
| | 人口問題研究所「厚生省の有料多子家庭表彰並附帯調査」人口問題研究 1 巻 3 号(1940-6)73 頁 | | 和 15 年) | 保障・人口問題研究所 | 社会局が「優良多子家庭」の表彰・調査を開始した事実。優良多子家庭表彰要項で「父母を同じうする満 6 歳以上の嫡出の子女 10 人以上を自ら育成したること」が表彰の条件とされていたこと 等 | |
| 甲 A167 の 1 | ベアテ・シロタ・ゴードン〔平岡磨紀子構成・文〕『1945 年のクリスマス』(柏書房, 1995) 153 頁 | 写し | 1995 年(平成 7 年) | ベアテ・シロタ・ゴードン | ベアテ・シロタは憲法草案をつくるにあたって, 女性の権利をはっきり掲げなくてはならないとの強い熱意をもっていたこと。ベアテ・シロタの起草した草案 23 条の内容 等 | |
| 甲 A168 | 第 1 国会衆議院司法委員会立法担当者提案理由説明(1947 年 7 月) | 写し | 1947 年(昭和 22 年) | 衆議院 | 衆議院での民法改正提案理由説明。 1947 年(昭和 22 年)の民法改正が, 憲法 13 条, 14 条, 24 条に表された憲法的価値に依拠しその実現のためになされたこと 等 | |
| 甲 A169 | 第 1 国会参議院司法委員会立法担当者提案理由説明(1947 年 7 月) | 写し | 1947 年(昭和 22 年) | 参議院 | 同上(参議院司法委員会) | |
| 甲 A170 | 青山道夫『家族法論』(法律文化社, 1958) 62~71 頁 | 写し | 1958 年(昭和 33 年) | 青山道夫 | (62-63 頁)婚姻は社会の制度であり, 社会の諸条件によって異なること (67 頁)明治民法は重婚を婚姻取消原因とすることによって一夫一婦制の原則を確立したこと (69 頁)明治民法では, 婚姻に戸主及び家にある父母の同意が必要とされ, 戸主の同意を得ずに婚姻した場合戸主は離籍の制裁を加えることができたこと | |

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第4回期日(20220324)提出の書面です。

| | | | | | | |
|--------|--------------------------|----|------------------|-----------|---|--|
| | | | | | (71頁)封建時代には身分制に基づく階級の内婚が厳格で婚姻の自由が大きく制約されていたこと等 | |
| 甲 A171 | 札幌地判令和3年3月17日判時2487号3頁 | 写し | 2021年(令和3年)3月17日 | 札幌地方裁判所 | 札幌地方裁判所が令和3年3月17日付で出した判決の内容等 | |
| 甲 A172 | 最大判昭和62年9月2日民集41巻6号1423頁 | 写し | 1987年(昭和62年)9月2日 | 最高裁判所大法廷 | 最高裁判所大法廷が昭和62年9月2日付で出した判決の内容等 | |
| 甲 A173 | 最大判令和3年6月23日判タ1488号94頁 | 写し | 2021年(令和3年)6月23日 | 最高裁判所大法廷 | 最高裁判所大法廷が令和3年6月23日付で出した判決の内容等 | |
| 甲 A174 | 風間孝・赤枝香奈子意見書 | 写し | 2020年(令和2年)8月3日 | 風間孝・赤枝香奈子 | (本書証は、社会学者である風間氏及び赤枝氏がまとめた意見書である) ・現行民法及び戸籍法成立当時に同性カップルの権利が保障されなかったのは、異性愛を「自然」「正常」とし、同性愛を含むそれ以外の性愛を「不自然」「異常」とする考え方(これを「異性愛規範」と呼称する)が背景に存在したこと ・1946年当時、同性カップルの権利保障がされなかった背景として存在していた異性愛規範が現在においてはその正当性が否定されていること等 (上記事実をもって、社会事実が変動したこと、そしてそれによって、各人の性的指向や性自認を尊重して同性同士の婚姻を認めることは「個人の尊重」として必要不可欠であると考えられるようになったことを立証する) | |
| 甲 A175 | 梅謙次郎『民法 | 写し | 1899年(明 | 梅謙次郎 | 明治民法の起草委員であった梅 | |

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第4回期日(20220324)提出の書面です。

| | | | | | |
|--------|------------------------------------|----|---------------------------|----------------------|---|
| | 要義卷之四親族編』(有斐閣書房, 1899) 118 頁 | | 治 32 年) | | 謙次郎が当事者が同性である場合に婚姻が無効であることは「固より言ふを待たざるところ」「男子間または女子間に於いて婚姻なるものあるべからざるは言わずして明かなり」と述べていたこと 等 |
| 甲 A176 | クラフトエビング 日本法医学会誌「色情狂編 完」 | 写し | 1894 年 (明治 27 年) 5 月 17 日 | クラフト = エビング 著・日本法医学会 | 同性愛等を病理であるとするドイツの精神科医クラフト = エビングの『性的精神病質』(1886 年刊) が邦訳されて我が国でも紹介されたこと 等 |
| 甲 A177 | 中川善之助『日本親族法』 | 写し | 1942 年 (昭和 17 年) 7 月 30 日 | 中川 善之助 | 中川善之助が、「学問を妻とするとか、書籍を配偶者とするとかいふのが一片の比喩に過ぎなく、真の婚姻意思とは見られないのと全く同様に、同性間の婚姻といふ如きが婚姻的法律要件としては否認されなければならない」と述べていること。 『当然無効なる婚姻』の概念を説明する中で、同性婚を「かかる変態関係」と表現していること 等 |
| 甲 A178 | 中川善之助『親族法上巻』(青林書院, 1958) 158~159 頁 | 写し | 1958 年 (昭和 33 年) | 中川 善之助 | 1947 年民法改正のための司法法制審議会委員をつとめた中川善之助が、婚姻意思の問題として「同性間の婚姻というようなものも婚姻的法律要件としては否認されなければならない」と述べていたこと 等 |
| 甲 A179 | 我妻栄『親族法』(有斐閣, 1961) 14 頁・18 頁 | 写し | 1961 年 (昭和 36 年) | 我妻 栄 | 同じく司法法制審議会委員をつとめた我妻栄が、「夫婦関係とは何かと言えば、その社会で一般に夫婦関係と考えられているような男女の精神的・肉体的結合というべきである。」「同性間の『婚姻』はこの意味では婚姻ではない」と記していたこと 等 |

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第4回期日(20220324)提出の書面です。

| | | | | | |
|--------|----------------------|----|--------------------|------|---|
| 甲 A180 | 河口和也意見書 | 写し | 2020年(令和2年) | 河口和也 | 欧米社会において、同性愛等が宗教上、法律上抑圧された状態から、開明的な性科学者や当事者の運動、諸科学の研究の進展によって人権の問題ととらえられるようになり、現在では、国連を中心に性的指向・性自認による差別や人権侵害を根絶することが世界的な課題とされていること 等 |
| 甲 A181 | 谷口洋幸意見書 | 写し | 2020年(令和2年)7月27日 | 谷口洋幸 | 国際人権法の専門研究者である谷口洋幸金沢大学准教授の意見書 <ul style="list-style-type: none"> ・各国の国家機関は国内法上その国の憲法規範等の統制を受ける立場にあり、国際人権法はこのことを当然の前提とし、結果的に、各国国家機関は、国内法上の統制と国際人権法上の統制に重疊的に拘束されること ・性的指向差別と人権侵害への取り組みは国家に課せられた国際人権法上の義務として確立していること ・日本は、国連人権理事会の理事国選挙に立候補した際、自発的誓約において、国内における性的指向に基づく差別や人権侵害への取り組みを強調し、国連人権理事会の活動に貢献していくことを明言する等国際的に指導的役割を果たすことを約束していること 等 |
| 甲 A182 | いばらきパートナーシップ宣誓制度実施要領 | 写し | 2019年(令和元年)7月1日施行 | 茨城県 | 茨城県が同性間で利用できるパートナーシップ制度を令和元年7月1日から開始したこと 等 |
| 甲 A183 | 知事定例記者会見における発言要旨 | 写し | 2019年(令和元年)6月24日更新 | 茨城県 | (本書証は、茨城県が同性間で利用できるパートナーシップ制度を導入した経緯に関して茨城 |

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第4回期日(20220324)提出の書面です。

| | | | | | |
|--------|---------------------------|----|------------------|----------------|---|
| | 190624(茨城県ホームページ) (抄) | | | | <p>県知事が説明した内容を印刷したものである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茨城県においては制度導入において、県議会最大派のいばらき自民党による反対があり、緊急提言をまとめていること ・「この扱う問題が基本的人権に関わるもの」であり「スピーディな対応」が必要であるとの知事の認識のもと、条例ではなく、知事の権限において設定可能な要綱に基づいて制度が導入されたこと 等 <p>(もって、都道府県レベルではじめて同性間で利用できるパートナーシップ制度が導入されたこと、パートナーシップ制度を民主政治の過程で実現することには困難が伴うことを立証する)</p> |
| 甲 A184 | 東京新聞記事 | 写し | 2019年(令和元年)7月13日 | 東京新聞 | 茨城県がパートナーシップ制度導入にあたり県内44の市町村に公営住宅の入居の手続などで制度を適用するように呼び掛けたこと 等 |
| 甲 A185 | 第6回全国家庭動向調査結果の概要(58頁~61頁) | 写し | 2019年(令和元年)9月13日 | 国立社会保障・人口問題研究所 | 同性カップルについては、75.1%が何らかの法的保障が認められるべきだと考え、69.5%が同性婚を法律で認めるべきだと考えていること(58頁) 等 |
| 甲 A186 | 第6回全国家庭動向調査(表紙、49頁~50頁) | 写し | 2018年(平成30年)調査実施 | 国立社会保障・人口問題研究所 | <p>(本書証は、国立社会保障・人口問題研究所が、国民に対して様々な事項に関して調査を行い、その調査結果をまとめたものである。該当ページには、同性カップルに対して考え方を聞き、その結果が記されている)</p> <p>既婚女性において、同性カップ</p> |

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第4回期日(20220324)提出の書面です。

| | | | | | |
|--------|--------------------------------------|----|-------------------|-------------------------------|--|
| | | | | | ルについて、「なんらかの法的保障が認められるべきだ」75.1%、「男性どうしや、女性どうしの結婚(同性婚)を法律で認めるべきだ」69.5%と高い割合での回答があること等 (もって、同性カップルに法的保護を求める意識が一般的に高いことを証明する) |
| 甲 A187 | 議論のとりまとめ | 写し | 2016年(平成28年)4月27日 | 自由民主党 政務調査会 性的指向・性自認に関する特命委員会 | 日本でも、性的指向・性自認による差別は許されず差別解消の具体的な措置が必要であることにつき、与野党を問わずコンセンサスが形成されていること等 |
| 甲 A188 | 性的指向・性自認の多様なあり方を受容する社会を目指すための基本的な考え方 | 写し | 2016年(平成28年)5月24日 | 自由民主党 | 日本でも、性的指向・性自認による差別は許されず差別解消の具体的な措置が必要であることにつき、与野党を問わずコンセンサスが形成されていること等 |
| 甲 A189 | 性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法案 | 写し | 2016年(平成28年)5月27日 | 民進党、共産党、社民党、生活の党 | 4野党共同で通称LGBT差別解消法案を衆議院に提出したこと等 (もって、国政政党が、性的指向・性自認による差別は許されず差別解消の具体的な措置が必要であると考えていることを証明する) |
| 甲 A190 | 令和2年1月30日、第201回国会・参議院予算委員会議事録 | 写し | 2020年(令和2年)1月30日 | 参議院予算委員会 石川大我議員及び森まさこ大臣 | 森大臣は、「今の現状の制度、それがずっと続くとか、それが絶対に完璧であるとかいうふうに申し上げているつもりはございませんで、ここの国会の御議論や国民の皆様のお声にしっかりと耳を傾けて、時代の流れや様々な要請に応じて見直していくということは重要でございま |

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第4回期日(20220324)提出の書面です。

| | | | | | |
|--------|------------------------|----|-----------------|--------------|---|
| | | | | | す」と答弁し、婚姻制度が変わりゆくものであることを認めていること 等 |
| 甲 A191 | 「 LOVE MAKES A FAMILY」 | 写し | 2019年(令和元年)6月6日 | 一般社団法人こどもまっふ | <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートで、子どもが欲しいと考える213名のセクシュアル・マイノリティーのうち56名の当事者が子どもを育てていると回答したこと ・実母が離婚後同性の女性と「結婚式」をあげた子どものヒアリングでは、子どもは葛藤を抱えているものの、実母の幸せを願い、実母が同性と結婚式をあげること、ともに「かぞく」になることを受け入れていること 等 |

以上